

関係法令の参考条文等

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 抄（平成10年 法律114号）

第15条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

都道府県知事は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者又は新感染症の所見がある者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

- 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者又は新感染症の所見がある者その他の関係者は、前項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。
- 3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、第1項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生大臣に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、厚生大臣に感染症に関する研究を行っている機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。
- 7 第3項の証明書に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第17条（健康診断）

都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する健康診断の勧告をし、又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第 53 条の 14 (家庭訪問指導)

保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

●予防接種法 抄 (平成 23 年 法律第 68 号)

第 2 条

この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病的予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

《改正》平 13 法 1162 その発生及び蔓延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「一類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。

1. ジフテリア
2. 百日咳
3. 急性灰白髄炎
4. 麻疹
5. 風疹
6. 日本脳炎
7. 破傷風
8. 結核
9. 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及び蔓延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第 3 条

市町村長は、1類疾病及び2類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市（第 9 条において「保健所を設定する市」という。）にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

●予防接種法施行令 抄 (平成 23 年 政令第 197 号)

第 1 条の 2 (定期の予防接種を行う疾病及びその対象者)

法第 3 条第 1 項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 116 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあっては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

| 疾病 | 定期の予防接種の対象者 |
|---------|--|
| ジフテリア | 1. 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2. 11歳以上13歳未満の者 |
| 百日せき | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 |
| 急性灰白髄炎 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 |
| 麻しん | 1. 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2. 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 |
| 風しん | 1. 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2. 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 |
| 日本脳炎 | 1. 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2. 9歳以上13歳未満の者 |
| 破傷風 | 1. 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2. 11歳以上13歳未満の者 |
| 結核 | 生後6月に至るまでの間にある者 |
| インフルエンザ | 1. 65歳以上の者 2. 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの |

2 前項の表結核の項下欄の規定にかかわらず、地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、結核に係る定期の予防接種の対象者は、生後1歳に至るまでの間にある者とする。



健感発第0329002号
平成19年3月29日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）の施行に伴い、結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第17条に規定する健康診断の実施については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」（平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知）に定めるところによるほか、下記により取り扱うべきこととしたので、その適正な運用を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に規定する処理基準とし、平成19年4月1日から適用する。

なお、貴職におかれでは、結核集団感染事例（同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1人を6人の感染者に相当するとして感染者数を計算するものとする。）が発生した場合は、当職まで報告されたい。

おつて、「結核定期外健康診断に関する処理基準について」（平成17年1月12日付け健感発第0112002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は、平成19年3月31日限り廃止する。

記

1 実施の手続

都道府県知事等（都道府県知事、政令市長又は特別区長をいう。以下同じ。）は、

法第17条第1項の規定に基づき、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができること。

都道府県知事等は、法第17条第2項の規定に基づき、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者は確実に健康診断を受けるべき必要性があることから、都道府県知事等が直接に対象者の身体に実力を加えて行政目的を実現するいわゆる講学上の即時強制として、当該職員に健康診断を行わせることができる。

結核に係る法第17条に規定する健康診断の手続は、次のとおりであるが、法に基づく職権の行使として、必要最小限度のものとするよう常に留意のこと。

(1) 健康診断の勧告又は措置を実施する場合は、健康診断の対象者に対し、都道府県知事等は健康診断を受けるべき理由、健康診断を実施する日時、場所その他必要と認める事項を記載した書面により通知すること。ただし、感染源と疑われる者が集団感染を起こしやすい状況にあり、直ちに感染源を究明し必要な措置を講ずべき場合その他公益上緊急の必要がある場合において、書面により通知しないで健康診断の勧告又は措置を実施したときは、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に書面を交付すること。相当の期間とは、当該事案に係る書面の交付に通常要する期間である。

(2) 勧告に従って健康診断を受けなかった場合は、原則として、対象者が勧告に従う意思が無いことによって健康診断を受けなかったものであることを確認の上、都道府県等（都道府県、政令市又は特別区をいう。以下同じ。）の職員が説得しながら、身体に触れない程度に接近した上で、健康診断の実施場所に誘導すること。その際、必要に応じて、誘導を行う目的のために特別に配慮して作られた衣類、綿入り帯等を使用することができるが、手錠等の刑具類や他の目的に使用される紐、縄その他の物は使用してはならないものであること。

なお、高まん延地域・集団等に対する定期的又は一般的な健康診断並びに法に規定する要件・手続によらない健康診断は、法第17条に規定する健康診断に該当しない。この場合において、都道府県等の判断で、法的強制力で担保されない都道府県等の単独事業として行うこととし、又は他の健康診断により感染の有無が把握できる者に対して法第17条に規定する健康診断を行わないこととすることは可能である。

2 実施の方法

法第17条に規定する健康診断は、初発患者が感染源となって接触者に感染させた疑いがある場合に感染の有無等を把握するため、及び当該初発患者に感染させたと疑われる者を発見するために行い、もって感染者の発病予防並びに発病者及び感染源の早期発見を図ることを目的とするものであり、結核患者の登録を受けて実施

される初発患者調査の結果に基づき合理的必要性が認められた場合に限り行うこと。

(1) 法第17条に規定する健康診断の範囲及び時期の決定

都道府県知事等は、法第12条の規定による医師の届出及び法第53条の11の規定による病院管理者の届出その他職権により把握した情報に基づき初発患者調査を行い、初発患者の感染危険度、接触の程度等を踏まえ、初発患者の家族、濃厚接触者その他の接触者に対する法第17条に規定する健康診断（以下「接触者健診」という。）の範囲及び時期を決定すること。

また、都道府県知事等は、発病すると二次感染を起こしやすい職業に従事する者等が結核に罹患した場合、及び同一集団から複数の結核患者の発生を認めた場合には、罹患した者の排菌の状況及び当該者が集団感染を起こした可能性を踏まえ、特定の集団に対する法第17条に規定する健康診断（以下「集団健診」という。）の範囲及び時期を決定すること。

(2) 接触者健診

都道府県知事等は、接触者健診を行うに当たっては、初発患者の人権を尊重する観点から当該接触者に対する説明を十分に行い、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診、ツベルクリン反応検査等必要な検査を的確に実施すること。

また、接触者健診を委託等の契約により医療機関において行う場合には、適切に健康診断を実施できる医療機関を選定すること。

接触者健診の結果は迅速に当事者に通知し、速やかに必要な対応を要請とともに、感染危険度に応じて追跡調査を実施すること。

(3) 集団健診

都道府県知事等は、集団健診を行うに当たっては、確実な情報を把握とともに、初発患者の人権を尊重する観点から集団健診の対象者に対する説明を十分に行い、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診、ツベルクリン反応検査等必要な検査を的確に実施すること。

検査の結果、集団感染であると判定された場合には、個人情報に留意し、当職まで報告を行うとともに、医療関係団体等に情報提供を行うこと。

また、集団健診の対象者について必要に応じて追跡調査を行うとともに、対象施設における十分な再発防止対策を講ずるよう要請すること。

健感発第0329005号
平成19年3月29日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



「結核集団感染事例報告の徹底等について」の一部改正について

「結核集団感染事例報告の徹底等について」（平成10年7月27日付け健医感発第65号各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長宛て厚生省保健医療局結核感染症課長通知）の一部を改正し、平成19年4月1日より別添のとおり取り扱うこととしたので、御了知願いたい。

(別添)

健医感発65号
平成10年7月27日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生省保健医療局結核感染症課長通知

結核集団感染事例報告の徹底等について

結核集団感染事例の報告については、「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて」(平成19年3月29日健感発第0329002号当職通知)により、結核集団感染の定義(同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1人を6人の感染者に相当するとして感染者数を計算するものとすること)に該当する事例が発生した場合は、当職まで報告することとされているが、当該報告の実施については下記のとおりとするので、その適正な実施を図るとともに、関係機関への周知徹底をお願いする。

記

1 結核集団感染事例報告の徹底について

- (1) 集団感染事例の都道府県担当部局及び国への報告については、患者が発生し結核集団感染の定義に該当した時点で「速報」として報告されたい。
- (2) 集団感染事例が発生した場合には、国への報告のほか、関係機関への連絡に遺憾なきよう配慮すること。特に政令市、特別区においては、関係都道府県との連絡を密に取り、常に情報提供しあうこと。
- (3) 結核集団感染事例について報道機関等への公表資料がある場合には、報告に添付すること。

2 高齢者入所施設等における集団感染の防止について

高齢者の集団においても結核の集団感染が発生しうることから、高齢者が入所する老人福祉施設等においても結核の集団感染予防に十分な配慮が必要である。

特に、入所時及び定期健康診断の励行、有症状時の早期受診、吸引器等医療・介護機器の衛生的使用の徹底等による結核患者の早期発見、感染拡大防止等にさらに留意されたい。

定期の予防接種の実施について

(平成 17 年 1 月 27 日健発第 0127005 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知)

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく一類疾病に係る定期の予防接種及び結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 13 条の規定に基づく定期の予防接種(以下「予防接種」という。)については、下記の事項に留意の上、具体的運営を図られるとともに、貴管下市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)に対し周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言とし、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

記

第 1 実施計画の策定等

予防接種を効果的に実施するため、感染症(結核を含む。)の発生動向に関する情報、医療機関、学校等からの情報、各種の検査情報並びに地域の諸条件を勘案し、実施計画を策定するとともに、医師の協力を得られるよう地域医師会等の医療関係団体とも協議の上、予防接種を円滑に実施できる体制を確保すること。

また、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条及び第 13 条に規定する健康診査、学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)第 4 条に規定する就学時の健康診断等において接種歴を確認し、予防接種の未接種者に対し、十分な情報提供の上、接種を勧奨するよう努めること。

第 2 予防接種実施要領

予防接種の実施に当たっては、予防接種法及び結核予防法、これに基づく命令並びに関係法令を遵守するとともに、別紙「定期の予防接種実施要領」によること。

なお、法令に適合しない接種行為が行われた場合は、予防接種に該当せず、市町村の責任で行われた法定外の予防接種事業となることに留意すること。

第 3 通知の廃止

平成 6 年 8 月 25 日付け健医発第 963 号厚生省保健医療局長通知「結核予防法による予防接種の実施について」及び平成 15 年 11 月 28 日付け健発第 1128002 号本職通知「予防接種の実施について」は、平成 17 年 3 月 31 日限り廃止すること。

別紙

定期の予防接種実施要領

第1 総論

1 予防接種台帳

市町村長は、予防接種の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料に基づき様式第一の予防接種台帳を作成し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

なお、予防接種台帳は、少なくとも5年間保存することが適当であること。

2 対象者等に対する周知

- (1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定による公告を行い、同令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者(以下「保護者」という。)に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されるよう、公報、個別通知その他の適切な措置をとること。
- (2) 保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。

3 予防接種に関する周知

予防接種制度の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図ること。

4 接種の場所

予防接種については、適正かつ円滑な予防接種制度の施行のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、市町村において個別接種によることができないことにつき、やむを得ない事情があるときは、個別接種の実施の確保に努めるとともに、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行う集団接種によることも差し支えない。この場合においては、「12集団接種の際の注意事項」に留意すること。

なお、学校施設において予防接種を行う場合は、市町村教育委員会と緊密な連携を図り実施する必要があること。

5 接種液

- (1) 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。
 - (2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用すること。
- また、経口生ポリオワクチンは、ディープフリーザー中に保存し、所定の貯蔵条件を維持すること。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン及び沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドにあっては、凍結しないように留意すること。

6 予防接種の実施計画

- (1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう計画を策定すること。
- イ 接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること。
- ウ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者((ア)から(カ)までに掲げる者をいう。以下同じ。)について、接種を行うことができるか否かに疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。
- (ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有する者
- (イ) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (ウ) 過去にけいれんの既往のある者
- (エ) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (カ) 結核に係る予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (2) 市町村長は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し、実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明すること。
- (3) 接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するために必要な薬品及び用具等を備えておくこと。

7 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、予防接種の対象者であることを慎重に確認すること。

8 予診票

- (1) 予防接種の実施に際しては、様式第二から様式第四までの予防接種予診票を参考にして予診票を作成すること。
- なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。
- (2) 作成した予診票については、あらかじめ保護者に配付し、各項目について記入するよう求ること。
- (3) 市町村は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。
- なお、予診票は、予防接種実施後少なくとも 5 年間保存することが適当であること。

9 予診並びに予防接種不適当者及び予防接種要注意者

- (1) 接種医療機関及び接種施設において、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べること(以下「予診」という。)。

- (2) 個別接種については、保護者の同伴が必要であること。
- (3) 乳幼児に対して予防接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。
- (4) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)第6条に規定する者及び結核予防法施行規則(昭和26年厚生省令第26号)第9条の2各号に掲げる者並びにこれらに該当する疑義のある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。
なお、結核の既往のある者は、結核予防法施行規則第9条の2第4号に該当すること。
- (5) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

10 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について十分に説明し、保護者がその内容を理解した上で、予防接種実施に関する明示の同意をした場合に限り接種を行うものとすること。

11 接種時の注意

- (1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。
 - イ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。
 - ウ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。ただし、経口生ポリオワクチンにあっては、栓を取り外し、直接バイアルから一人分ずつ経口投与器具に取り、接種すること。
 - エ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。
 - オ ポリオ及び結核以外の疾病に係る予防接種にあっては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。
 - カ 結核に係る予防接種にあっては、接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては接種部位の皮膚を緊張させ、ワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下塗布し、9本針植付けの経皮用接種針(管針)を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行うこと。接種数は2箇とし、管針の円跡は相互に接するものとすること。
 - キ 接種用具等の消毒薬は、十分な濃度のものを使用すること。
- (2) 被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。
 - ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させること。
 - イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。
 - ウ 保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当

該予防接種を行った市町村担当部局に連絡すること。

12 集団接種の際の注意事項

(1) 実施計画の策定

予防接種の実施計画の策定に当たっては、予防接種を受けることが適当でない者を確実に把握するため、特に十分な予診の時間を確保できるよう留意すること。

(2) 接種会場

ア 冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置にあること。

イ 二種類以上の予防接種を同時に行う場合は、それぞれの予防接種の場所が明瞭に区別され、適正な実施が確保されるよう配慮すること。

(3) 接種用具等の整備

ア 接種用具等、特に注射針、経口投与器具、体温計等多数必要とするものは、市町村が準備しておくこと。

イ 注射器は、2cc以下のものを使用すること。

ウ 接種用具等を滅菌する場合は、煮沸以外の方法によること。

(4) 予防接種の実施に従事する者

ア 予防接種を行う際は、予診を行う医師1名及び接種を行う医師1名を中心とし、これに看護師、保健師等の補助者2名以上及び事務従事者若干名を配して班を編制し、各班員が行う業務の範囲をあらかじめ明確に定めておくこと。

イ 班の中心となる医師は、あらかじめ班員の分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各班員はこれを遵守すること。

(5) 集団接種については、保護者の同伴が必要であること。

(6) 予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配付して、保護者から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

13 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

(1) 予防接種を行った際は、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)に定める様式による予防接種済証を交付すること。

(2) 予防接種を行った際、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、(1)に代え母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。

14 副反応の報告

(1) 市町村長は、あらかじめ様式第五の予防接種後副反応報告書((2)から(4)までにおいて「報告書」という。)及び別表の予防接種後副反応報告書報告基準を管内の医療機関に配布し、医師が予防接種後の副反応を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市町村長へ報告するよう協力を求めること。

(2) 市町村長は、医師から副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、報告書を都道府県知事に提出すること。

(3) 市町村長は、保護者から報告書により副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を

得て、報告書を都道府県知事に提出すること。

- (4) 都道府県知事は、市町村長から副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、厚生労働大臣あてに報告書の写しを提出すること。
- (5) 厚生労働大臣が報告事項に関して検討を加えた結果については、都道府県知事を通じて市町村長あて通知があるので、この場合においては、市町村長は、管内の関係機関への周知を図ること。
- (6) (1)から(4)までにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告すること。

15 予防接種の実施の報告

- (1) 市町村長は、一類疾病に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部作成)の作成要領に従って行うこと。
- (2) 市町村長は、結核に係る予防接種を行ったときは、結核予防法第20条において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、市町村の名称及び実施年月日並びに予防接種を受けた者の数を都道府県知事に報告すること。

16 他の予防接種との関係

- (1) 三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。
- (2) 二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種(混合ワクチンを使用する場合を除く。)は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。

17 結核に係る予防接種については、別段の定めのあるものを除き、1から16までに定めるところに準じて行うこと。

第2 各論

1～4 (省略)

5 結核の予防接種

- (1) コッホ現象について

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1月から2月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核既感染者にあっては、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来たし、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起ることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG再接種において見られる反応と同一の性質のものが結核感染後の接種において比較的強く出現したものである。

(2) コッホ現象出現時の対応

ア 保護者に対する周知

市町村は、予防接種の実施に当たって、コッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておくこと。

(ア) コッホ現象と思われる反応が被接種者に見られた場合は、速やかに接種医療機関を受診させること。

(イ) コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起こってから糜爛びらんや潰瘍が消退するまでの経過が概ね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関を受診させること。

イ 市町村長は、あらかじめ様式第六のコッホ現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市町村長へ報告するよう協力を求めること。

ウ 市町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出すること。

エ 都道府県知事は、市町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣あてにコッホ現象事例報告書の写し(個人情報に係る部分を除く。)を提出すること。

オ イ及びウにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出すること。

(3) 副反応報告の提出

コッホ現象は、通常、別表に定める副反応の報告基準に該当しないので、副反応報告は不要であること。ただし、接種局所の変化の経過が遷延し、接種後4週間以上にわたって湿潤する場合は、第1の14に定めるところにより、「接種局所の膿瘍」として副反応報告の必要があるので留意すること。

結核集団感染の件数について(過去10ヶ年)

(平成21年10月1日現在)

| 年(平成) | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|---------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件 数 | 51件 | 63件 | 53件 | 37件 | 42件 | 47件 | 38件 | 37件 | 42件 | 32件 |
| 集団発生の場所 | 学校 | 13 | 24 | 23 | 14 | 5 | 8 | 4 | 7 | 2 |
| | 小学校 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 中学校 | 3 | 3 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| | 高校 | 7 | 10 | 6 | 5 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 大学 | 2 | 5 | 6 | 3 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 |
| | 専門学校 | 0 | 2 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | 幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他(塾等) | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 2 | 0 |
| | 病院等 | 13 | 17 | 10 | 4 | 10 | 18 | 12 | 4 | 4 |
| | 社会福祉施設 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | 事業所 | 18 | 17 | 16 | 12 | 20 | 18 | 12 | 15 | 21 |
| | 家族、友人 | 3 | 4 | 7 | 4 | 9 | 9 | 5 | 8 | 10 |
| | その他 | 3 | 4 | 6 | 8 | 6 | 5 | 7 | 11 | 5 |

[厚生労働省健康局結核感染症課調べ]

- ※ 集団発生の場所が1件で2カ所以上の場合があり、発生場所の合計と件数は一致しない。
- ※「病院等」は、病院、診療所、(介護)老人保健施設
- ※「社会福祉施設」は、生活保護施設、養護老人ホーム、身体障害者更生施設など
- ※「事業所」は、会社、職場など
- ※「その他」には、飲食店、遊技場、不明等が含まれる。

<結核集団感染の定義について>

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいう。
ただし、発病者1人は6人が感染したものとして感染者数を計算する。